

令和3年度

第1回定期監査結果報告書

伊達市監査委員

令和3年度第1回定期監査の結果に関する報告書

目 次

第1	監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	監査の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第4	監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第5	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3

第1 監査の対象

- 1 総務課
- 2 人事課
- 3 秘書広報課
- 4 総合政策課
- 5 伊達総合支所
- 6 梁川総合支所
- 7 保原総合支所
- 8 霊山総合支所
- 9 月舘総合支所
- 10 社会福祉課
- 11 高齢福祉課
- 12 国保年金課
- 13 新型コロナウイルス対策課
- 14 農林整備課
- 15 商工観光課
- 16 土木課
- 17 建築住宅課
- 18 都市整備課
- 19 下水道課

第2 監査の実施期間

令和3年6月28日から令和3年7月5日まで

第3 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査の対象に掲載している部署を対象に、令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、同条第1項により監査を実施した。

第4 監査の方法

令和2年度の決算時期を迎え、決算審査の補完的な役割を担う監査である。監査の対象とした事項について、契約に関する一連の書類、財務に関する事務の執行などについて、対象部署の事務内容が関係法令に則り適正かつ効率的に執行されているかどうかを視点として実施した。

監査対象の部署から、令和2年度事業内容の「事務事業総括表」を前もって提出させ、その中から監査対象事項を抽出し、事業ごとに関係法令等及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、合規性、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から説明を求め監査を実施した。

各部署共通事項として「補助金及び交付金に関する事務処理」について、申請から交付決定、実績報告までの一連の事務処理の点検を行った。

また、新型コロナウイルス感染症に関連して実施した事業や、反対に実施できなかった事業について、事務内容の説明を求めるとともに一連の事務処理について点検を行った。

さらに、前年度の定期監査で指導事項があった部署に対して、措置状況について確認を行った。

対象事項の監査に当たっては、最初に課長等から事業概要の説明を受けるとともに、抽出した事務事業の執行状況、契約書、支出内容を資料等と併せて提示させ、計数及び内容を確認するとともに、今後の見通しなどを含めて説明を求め、文書の管理状況など必要な手順により実施した。

第5 監査の結果

事業の進捗管理の実態や個々の伝票処理、関係書類の添付及び整理状態は概ね適正になされていたが、それぞれの部署において、細部において職員の認識や理解、また判断に相違があり改善しなければならない事例が見受けられた。

今回は共通項目として「補助金及び交付金に関する事務処理」について監査を実施した。申請、交付決定、実績報告の事務処理において概ね適正に管理及び事務処理がされていたが、交付された補助金等がさらに他団体等へ交付されている事例もあり、他団体等に対する支出内容の確認方法について検討が必要である。

また、総合支所企画推進事業において、修繕費に支出されている事例が多く見受けられた。本来の事業目的である新たな地域づくり事業や地域課題の解決など、総合支所が機動的に対応し将来の地域づくりにつながるような事業の進め方等について検討が必要である。

今回の定期監査では、故意又は重大な過失や著しく適正を欠く事務処理による指摘事項は確認されなかった。